監　査　種　別　　公の施設の指定管理者監査

監　査　対　象　　株式会社トヨタエンタプライズ
（事務所所在地：中村区名駅四丁目 4番10号）

上記団体の事業に関係する所管局の事務を含む。

監　査　期　間　　令和元年１０月　４日から
令和２年　５月　８日まで

監　査　結　果

（株式会社トヨタエンタプライズ分）

第１　指定管理業務の概要

１　公の施設の概要

本市では、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例に基づき公の施設である名古屋市休養温泉ホーム松ケ島（以下「休養温泉ホーム松ケ島」という。）を設置している。休養温泉ホーム松ケ島の所管は健康福祉局であり、その概要は第 1表のとおりである。

第 1表　公の施設の概要

名　　称	名古屋市休養温泉ホーム松ケ島
所 在 地	三重県桑名市長島町松ケ島 700番地の12
種　　別	休養温泉ホーム
開設年月	昭和56年 6月
主な施設	宿泊室、大広間、娯楽室、食堂、喫茶、売店、 大浴場、小浴場

2　業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、株式会社トヨタエンタプライズ（以下「トヨタエンタプライズ」という。）を、平成18年 4月 1日より休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成30年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①高齢者、障害者、ひとり親家庭の母子等の利用に供すること、②施設の使用の許可に関すること、③施設の使用料の徴収に関すること、④施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関することなどであり、トヨタエンタプライズは休養温泉ホーム松ケ島の管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表　職員配置（平成31年 3月31日現在）

施設長 1名、事務員 7名、応接員34名、調理員11名、施設管理員 7名 合計60名

3　事業状況

平成30年度における休養温泉ホーム松ケ島の利用実績及び使用料収入は第 3表のとおり、利用実績の推移は第 4表のとおり、利用料は第 5表のとおりである。

第 3表　休養温泉ホーム松ケ島の利用者実績及び使用料収入

区分		利用者実績	使用料収入
		人	千円
宿泊者	高齢者	15,376	67,162
	障害者・児	694	
	ひとり親	185	
	介護人	577	
	一　般	1,547	
	児　童	814	
休憩者		6,518	4,562
合　計		25,711	71,725

(注)表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第 4 表　休養温泉ホーム松ケ島の利用実績の推移

区分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
営業日数		316 日	317 日	316 日
	宿泊利用者数	20,731 人	20,932 人	19,193 人
	休憩利用者数	6,797 人	6,705 人	6,518 人
利用者数（合計）		27,528 人	27,637 人	25,711 人
宿泊利用率		82.0%	82.5%	75.9%
部屋稼働率		96.5%	97.2%	92.1%

※宿泊利用率（%）＝宿泊利用者数／（定員(80 人)×営業日数）

部屋稼働率（%）＝1 年間の稼動部屋数／（部屋数(24 室)×営業日数）

第 5 表　休養温泉ホーム松ケ島の利用料（利用者 1 人当たり）

区分			高齢者等 中学生	一般	小学生	小学生未満
宿泊 (1 泊 2 食付)		市民	6,000 円	6,300 円	5,600 円	食費実費
		市外 居住者	7,000 円	7,300 円	6,600 円	
	施設使用料	市民	3,200 円	3,500 円	2,800 円	
		市外 居住者	4,200 円	4,500 円	3,800 円	
	夕・朝食		2,800 円			
休憩			700 円			無料

4　収支状況

平成30年度において、本市はトヨタエンタプライズに対し、指定管理料 1億9,704万円を支出している。健康福祉局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 6表のとおりである。

第 6 表　休養温泉ホーム松ケ島の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円		千円
指定管理料	197,044	事業費	283,198
その他収入	86,114	（人件費を含む。）	
収入合計	283,158	支出合計	283,198

(注)文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第２　監査結果の概要

休養温泉ホーム松ケ島の指定管理者であるトヨタエンタプライズについて、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第３　指摘事項

１　事業報告書の正確な作成について

地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないとされている。名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則では、事業報告書には休養温泉ホーム松ケ島の管理経費等の収支状況を記載しなければならないとされている。

収支状況の報告書は、収入項目として本市からの指定管理料のほか、指定管理者の直接の収入となる食事、売店等の事業収入を記載し、支出項目として施設の運営に係る人件費や管理費などを記載するものとなっている。

トヨタエンタプライズから提出された事業報告書を確認したところ、本来、事業収入に計上すべきものの一部を指定管理料収入として誤って計上していたことや事業収入の計上が一部漏れていたことなどにより、正しい収支状況が本市に報告されていなかった。

指定管理者には、その管理する公の施設に係る管理運営業務の状況について、本市に対して正しく報告する責任があることから、事業報告書の作成は正確に行われたい。

なお、監査期間中に指定管理者から本市へ正確な事業報告書が提出された。

（健康福祉局関係分）

第１　監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第 199条第 4項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、トヨタエンタプライズに対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第２　指摘事項

１　指定管理者から提出された事業報告書の確認について

トヨタエンタプライズへの指摘のとおり、指定管理者から本市へ提出された事業報告書が正確に作成されていなかったが、健康福祉局においても、本市が支出している指定管理料の決算額が誤って報告されているにもかかわらず、報告内容を精査の上、事業報告書の訂正が適切に行われていなかった。

また、結果として指定管理料のみならず、その他の事業収入等についても誤って報告されていたため、施設の管理経費等の収支状況を正確に把握できていなかった。

今回の事業報告書の誤りについては、指定管理料の金額が誤って報告されていたものであり、報告書の内容を確認すれば容易に発見できたものである。事業報告書が提出された際は、内容を十分に精査されたい。